

税務相談



金地金を売った場合

税理士 重光 善夫

Q

最近は金の価格が上昇していると聞きました。そこで、以前買った金を売りたいと思っているのですが、売った場合の税金の計算はどのようにするのでしょうか？

- A. 金地金を売ったときには、譲渡所得として給与所得などの他の所得と合わせて計算する総合課税の対象になります。(ただし、営利を目的として金地金を継続的に売買している場合には、事業所得または雑所得として総合課税の対象になります。)

【計算方法】

売却価格-(買ったときの価格及び費用+売るためにかかった費用)=金地金の売却利益

【所得税の対象となる金額の計算方法】

所有していた期間によって計算方法が異なりますので注意してください。

- ① 所有期間が5年以内の場合(総合短期譲渡所得)

金地金の売却利益-50万円(譲渡所得の特別控除)=所得税の対象となる金額

- ② 所有期間が5年を超える場合(総合長期譲渡所得)

金地金の売却利益-50万円(譲渡所得の特別控除)=譲渡所得の金額

譲渡所得の金額×1/2=所得税の対象となる金額

注1) 金地金の売却以外の総合譲渡はないものとします。なお、特別控除の50万円は売却利益が50万円以下のときは売却利益までしか控除できません。

注2) ①と②の両方がある場合の特別控除は合わせて50万円が限度となります。また、①から優先して控除します。

【計算例】所有期間が5年を超える場合

売却 2024年7月31日 金100gを12,911円/gで売却(他に売却手数料 10,000円を支払)

購入 2018年6月29日 金100gを 4,835円/gで購入(他に購入手数料 20,000円を支払)

・この場合の売却利益の計算

12,911円×100g=1,291,100円 売却価格

4,835円×100g= 483,500円 買ったときの価格

よって、1,291,100円-(483,500円+20,000円+10,000円)=777,600円(売却利益)

・この場合の所得税の対象となる金額

所有期間が5年を超えるので、777,600円-500,000円=277,600円(譲渡所得の金額)

277,600円×1/2=138,800円(所得税の対象となる金額)

となります。

この138,800円を他の所得と合わせて計算し、所得税等の計算を行います。

税理士
から一言

【計算例】記載の単価はその日の実際に取引された価格を使っているのですが、なんと約6年で2.67倍となっています。もし、金地金を売却して1年間に50万円以上の利益があった場合には、申告が必要となる場合がありますのでご注意ください。